



令和7年度 障害者巡回歯科診療予定



長崎県では、障害のある方の歯科診療の機会を確保するため、歯科診療車による巡回歯科診療を行っています。お口の健康を維持することは全身の健康にもつながりますので、治療だけでなく、予防と定期管理のためにも、ぜひご利用ください。

実施時期	実施地区	診療拠点（所在地）		診療予定日	曜日/開始時間
4月	県南	あけぼの学園	雲仙市小浜町北木指3143	4、11、18、25	金 11:00
5月	県央	長崎慈光園	東彼杵郡川棚町小串郷1956	2、9、16、23、30	金 11:00
6月	上五島	石油備蓄記念館	新上五島町青方郷1549-6	12、26 13、27	木 14:00 金 9:30
7月	県央	きぼうの里	諫早市本野町1549-14	4、11、18、25	金 11:00
8月	県北	県北保健所	平戸市田平町里免1126-1	7、21 8、22	木 13:00 金 9:00
9月	県北	白岳学園	佐世保市江迎町奥川300-1	11、25 12、26	木 13:00 金 9:00
10月	県北	佐世保祐生園	佐世保市針尾西町267	3、10、17、24	金 11:00
11月	県央	長崎慈光園	東彼杵郡川棚町小串郷1956	7、14、21、28	金 11:00
12月	県南	あけぼの学園	雲仙市小浜町北木指3143	5、12、19、26	金 11:00
1月	県北	佐世保祐生園	佐世保市針尾西町267	9、16、23、30	金 11:00
2月	西彼	こざくら学園	西海市西海町木場郷163	6、13、20、27	金 11:00
3月	長崎	潮見が丘学園	長崎市潮見町567-17	6、13、27	金 10:00

【診療の対象者】

障害者総合支援法（平成17年法律第123号）第4条第1項、第2項の規定に該当し、歯科診療・検診が必要な方、一般の歯科診療所での治療・検診が困難な方、または通院が困難な方。
※対象となるかわからない方は、長崎県口腔保健センターにお問い合わせください。

【お申し込み方法】

診療希望月の前月20日頃をめどにお申込みください（例：4/5診療希望→3/20頃が申込期限）。
なお、お住まいの市町以外の場所でも受診できます。



<施設利用者の方>

歯科巡回診療申込書を施設で取りまとめ、『長崎県口腔保健センター』へ持参または郵送にて提出してください。

<在宅の方>

歯科巡回診療申込書をお住まいの市町の障害福祉担当課（裏面参照）へ持参または郵送にて提出してください。

【歯科巡回申込書】

長崎県口腔保健センターでの受け取り、または県国保・健康増進課のホームページからダウンロードできます。

【当日】

健康保険証、被爆者健康手帳、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、お薬手帳は初診日に持参してください。診療時間は受診者数により異なることがありますのでご了承下さい。

お
問
合
せ

○巡回歯科診療の内容に関すること

『長崎県口腔保健センター』

所在地：長崎市茂里町3番19号（長崎県歯科医師会館内）

問い合わせ時間：火・水・木・金 9時～17時

TEL 095-848-5970 FAX 095-848-5980

メール：senter@nda.or.jp

○事業に関すること

『長崎県国保・健康増進課』

TEL 095-895-2498

【長崎県HP】

長崎県 障害者歯科 で検索

